

センター からの

2014
3月号
隔月発行

岡山県消費生活センター

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1
TEL 086 (226) 1019 (2014.3月発行)

Contents

- レーシック手術を安易に受けることは避け、リスクの説明を十分受けましょう!
- その通販サイト、信用できますか?
- 平成26年度消費生活講座
- 「多重債務無料法律相談」を開催します
- 消費生活相談事例
- 消費生活ビデオ・DVDライブラリー

消費生活に関するご相談は

●岡山県消費生活センター相談ダイヤル

岡山 …… **086 (226) 0999** 火曜日～日曜日 9:00～12:00・13:00～17:00
津山分室 …… **0868 (23) 1247** 月曜日～金曜日 9:00～12:00・13:00～17:00

●消費者ホットライン **0570 (064) 370** (身近な消費生活窓口につながります。)

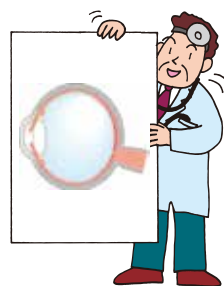
●消費のアドバイス **山陽新聞 毎月第3日曜日掲載** (変更される場合があります。)

レーシック手術を安易に受けることは避け、 リスクの説明を十分受けましょう!

希望した視力を得られないだけでなく、重大な危害が発生したケースもあります

主として近視の矯正のために行われるレーシック手術（レーザーを用いて角膜を変形させる屈折矯正手術）ですが、手術を受けて危害が発生したという相談が当センターにも寄せられています。消費者庁の事故情報データバンクによると、レーシック手術により発生している危害の症状は、過矯正による遠視が最も多く、それに伴う頭痛や吐き気等の体調不良により日常生活に支障を来しているケースがみられます。また、乱視、光をまぶしく感じる、ドライアイ、目の痛みなどの症状が発生しているケースもあります。

レーシック手術を検討する際は、安易に手術を受けることは避け、インターネットなどで得た情報は十分に吟味しましょう。また、手術を受ける際は、リスクについて医療機関から十分な説明を受けて理解した上で、本当に手術が必要かどうか、よく検討する必要があります。



消費者へのアドバイス

(1) リスクがあることを認識しましょう

思ったような視力がでないだけでなく、物が二重に見える、光がにじむ、光が放射線状に広がって見えるなど、根本的な治療が困難となる症状が起きることがあります。

(2) リスクについて医療機関でしっかり説明してもらいましょう

医師によっては具体的な後遺症について十分な説明がなされないケースがあります。手術を受けるにあたっては、手術前の検査結果から考えられるリスクについて、十分な説明を求めましょう。

(3) インターネット上の情報はよく吟味しましょう

過去の施術数、芸能界やスポーツ界等の有名人のコメントなどが掲載されている医療機関のウェブサイトがありますが、必ずしもその医療機関の施術能力を反映するものではありません。

(4) 本当にレーシック手術が必要か、慎重に検討しましょう

既に眼鏡やコンタクトレンズ等で視力矯正をしており、不便を感じていない場合には、レーシック手術及びその後のリスクをよく考え、本当にレーシック手術が必要か、慎重に検討しましょう。

レーシック手術に関する参考リンク

- ・公益社団法人日本眼科医会「レーシックを受けることをお考えの皆様へーそのレーシックは本当に安全でしょうか?ー」
<http://www.gankaikai.or.jp/important/lasik.html>
- ・安心レーシックネットワーク ウェブサイト「そのレーシック、本当に大丈夫? 10のチェックテスト」
<http://safety-lasik.net/checking.html>

その通販サイト、信用できますか？

～詐欺的なネット通販サイトによる被害が多発しています～



インターネット通販は、消費者が気軽に欲しいものを見つけられ便利に買えることができますが、なかには詐欺的な通販サイトがあり、トラブルに巻き込まれることがあります。ブランド物の雑貨や衣服などを購入したところ、「粗悪なにせものが送られてきた」、「代金を支払ったのに商品が届かなかった」といった相談が当センターにも数多く寄せられています。

こうした被害の多くでは、「外国人個人名の振込口座へ入金を促された」という特徴が見られます。また、日本語のサイトや日本人の振込口座により国内の業者を装うケースや、有名ネット通販店舗のウェブサイトをコピーした偽装サイトを運営するといった巧妙な手口も報告されています。

➤ 消費者へのアドバイス

● 購入前の確認が重要！

購入先の事業者の連絡先が不明な場合や連絡が取れなくなった場合には、商品交換や返金などの解決が困難になります。

通信販売は、原則として、事業者の氏名(名称)、住所、電話番号の記載が義務付けられているので、申込み時には、連絡先等を必ず確認し、印刷や画面コピーなどで保存してください。特に連絡先がメールアドレスのみというケースは要注意です。返品や返金が発生した場合の対応についても、きちんと確認しておきましょう。

● 代金の支払いは慎重に！

支払い方法が代金前払いに限定されているケースも注意が必要です。カード決済や後払いなど支払い方法が選択できるか確認しましょう。また、振込先口座名義と事業者名が違っている場合は、特に注意が必要です。

● 海外の事業者には特に注意を！

海外の事業者と連絡が取れなくなった場合には、さらに解決が難しくなります。日本国内の連絡先の表記がないウェブサイトや、翻訳ソフトなどを活用したと思われる不自然な日本語で作られているウェブサイトは、海外事業者のものである可能性が高いため、十分な注意が必要です。

● 不審に思ったらすぐに相談を！

おかしいと思ったら、すぐに居住地の消費生活相談窓口にご相談ください。

～あやしい通販サイトを見分けるチェックポイント～

- ① 会社情報がない(会社名や沿革が不明)
- ② 連絡先が不明(住所・電話番号・責任者名などの表示がない)
- ③ 外国の住所が表示されているが、国名のみであるなど詳しい表示がされていない
- ④ 日本の住所が表示されているが、区名がない、番地がないなど架空の可能性が高い
- ⑤ 電話番号の表示はあるが、別の会社のものである、もしくは架空の番号である
- ⑥ URLがブランド名をもじったものなど不自然、また問い合わせ用のEメールアドレスに、「フリーメールアドレス」が使用されている。
- ⑦ 商品説明をはじめ、使用される文体が、外国語を直訳したような日本語として不自然な表現であり、また字体(フォント)も通常使用されない旧字体が混じっている
- ⑧ 支払方法にクレジットカードをはじめ、各種方法が選択できるように表示しているが、申込時に前払いを指定、銀行口座も併せて指定される
- ⑨ 振込銀行口座の支店場所が、通販会社の住所地と必ずしも一致しない
- ⑩ 銀行口座名義人の名義が、個人名しかも外国人の場合が多い

(公益社団法人日本通信販売協会の発表資料から)

平成26年度 消費生活講座

消費者の皆さんに身近なテーマを取り上げて、日常生活に役立つ情報を提供する講座を開催します。

回	日 時	テ ー マ	場 所
1	平成26年5月16日(金曜日) 13:30～15:00	●環境にやさしく、家計にもやさしい、省エネ生活 講師：パナソニック	消費生活センター 研修室
2	平成26年8月1日(金曜日) 13:30～15:00	●大丈夫?スマホ、携帯、ネットのトラブル 講師：一般社団法人 ECネットワーク 理事 原田 由里さん	
3	平成26年9月5日(金曜日) 13:30～15:00	●食の安全・安心を考える 講師：岡山県生活衛生課	
4	平成26年11月(予定)	●知っておきたい、マネープランの豆知識 ～NISA、株式、投資信託…etc.いろいろあるけど～ 講師：一般社団法人 投資信託協会	
5	平成27年1月(予定)	●安心・快適な住宅リフォームの進め方 講師：岡山県住宅リフォーム推進協議会	

受講申込みの方は、消費生活センターに電話、FAX、または電子メールでお申し込み下さい。

TEL.082-226-1019 FAX.086-227-3715 電子メール.syohi@pref.okayama.lg.jp

※参加は無料です。

※申込みは随時受け付けます。定員70名に達しますと、お断りする場合がありますので、ご了承ください。

※都合により日時・テーマ・講師は変更となる場合があります。岡山県消費生活センターのホームページで詳細をお知らせします。

「多重債務無料法律相談」を開催します

多重債務の問題は、法律専門家の支援があれば解決可能な問題です。悪質なヤミ金融の被害に遭うなど深刻な状況に追い込まれる前に、一刻も早く法律専門家の力を借りて解決策を検討することが大切です。

岡山県では、問題解決を支援するため、岡山県多重債務者対策協議会の構成団体である岡山弁護士会及び岡山県司法書士会の全面的な協力と、市町村の支援をいただき、弁護士又は司法書士の面談方式による「無料法律相談会」を開催しています。

相談は秘密厳守です。一人で悩まず、勇気を出してこの機会をご利用下さい。なお、予約は必要なく、当日、会場で先着順に受付をします。

日 程	会 場
平成26年 5月24日(土) 10:00～15:00	岡山県消費生活センター
平成26年 7月26日(土) 10:00～15:00	岡山県備中県民局(会議棟1階会議室)
平成26年 9月27日(土) 10:00～15:00	津山市内(予定)
平成26年11月29日(土) 10:00～15:00	岡山県消費生活センター
平成27年 1月24日(土) 10:00～15:00	岡山県備中県民局(会議棟1階会議室)
平成27年 3月14日(土) 10:00～15:00	津山市内(予定)

問い合わせ先

岡山県県民生活部くらし安全安心課(消費生活班)
直通電話：086-226-7346(平日の9時～17時)

※多重債務の相談については、弁護士会等の専門機関のほか、県消費生活センターや市町村の消費生活相談窓口でも相談を受けており、事情をお聴きして法律の専門家に橋渡しをいたしますので、都合で上記の相談会に来られない方も、県や市の相談窓口までお問い合わせください。

多重債務
相談窓口



弁護士会、司法書士会、県消費生活センター、県民局、市町村の窓口等
⇒詳細は「岡山県くらし安全安心課ホームページ」をご覧ください。

クレジット、サラ金などの借金でお困りの方へ

岡山県ホームページ ⇒ 分野 ⇒ くらし・環境・観光の食生活・消費生活 ⇒ 消費生活

●消費生活相談事例●

火災保険が使えると誘う住宅修理契約



業界団体のような名前のところから電話、訪問があり、「火災保険金で屋根の修理ができる。調査、申請は無料である。」と勧誘されたので、その業者と工事請負契約を交わした。話がうますぎるので解約を申し出たところ断られ、工事前に現金を支払うように言われたが、解約したい。

(岡山市：男性)

消費者へのアドバイス

電話や訪問で「火災保険で家の修理ができる。無料で申請等を手伝う。」などと勧誘される住宅修理工事契約についての相談が寄せられています。悪質な事業者から「損傷は保険金請求対象外の経年劣化によるものだが、保険会社には自然災害が原因と言うように。」と勧められた例もあります。

自然災害による住宅の損害が、火災保険の補償対象になる場合があることを知らない消費者が多い点に着目した勧誘方法で、最終的に住宅修理工事契約を結ぶことを目的にしていると思われます。

しかし、契約を結んだものの保険金が下りなかったり、工事内容がずさんだったり、必要のない修理までさせられたりする等のトラブルが起きています。

こうしたトラブルに遭わないために、自然災害で

住宅が損害を受けたら、まずは自分で損害保険会社か代理店に連絡し、保険金の対象となるか、申請はどのようにするか等を確認しましょう。

工事を依頼するときは複数の業者から見積もりを取り、冷静に判断しましょう。

住宅修理工事契約は、訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合、法律で定められた契約書面を受け取ってから8日以内であれば、たとえ工事が終わっていてもクーリング・オフによる無条件解約ができます。

相談事例の場合は、契約後8日以上経過していましたが、契約書面に記載不備があり、クーリング・オフができることを助言しました。

トラブルが生じた場合は、早めに居住地の消費生活相談窓口にご相談してください。

岡山県消費生活センター 086-226-0999

消費生活ビデオ・DVDライブラリー

ビデオ・DVDライブラリーに次のDVDが加まりました。

寸劇で学ぶ悪質商法の手口と対処法

～トラブルの対処法 教えます～

制作：岐阜県環境生活部環境生活政策課

77分



一般・高齢者向け

高齢者が被害に遭いやすい「点検商法」「次々販売」「利殖商法」「振込め欺」「催眠商法」の5つの悪質商法の手口とその対処法を寸劇仕立てで楽しく学びます。

* 貸出については、当センターへお申し出ください。TEL (086) 226-1019

* ビデオ・DVDライブラリーの在庫については、当センターのホームページをご覧ください。

<http://www.pref.okayama.jp/site/syohi/koho-v-list.html>